

契約特定野菜等安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程

令和6年8月30日付け6農畜機第3636号制定

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知。以下「旧次官通知」という。）第4の7の（3）のア、8の（3）のアの（イ）若しくは9の（6）のア又は野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）別記5の第4の7の（3）のア、8の（3）のアの（イ）若しくは9の（6）のアに規定する平均取引価額（以下「平均取引価額」と総称する。）の算定に誤りがあったことにより、第3の再算定期間に係る野菜価格安定法人（旧次官通知第2の1又は次官通知第3の（5）の野菜価格安定法人をいう。以下同じ。）へ交付した旧次官通知第5の2又は次官通知別記5の第5の2の契約特定野菜等安定供給促進助成金（以下「契約特定助成金」という。）又は野菜価格安定法人から共同出荷組織等（旧次官通知の第3の2の（4）の共同出荷組織若しくは（5）の相当規模生産者又は次官通知別記5の第3の2の（4）の共同出荷組織若しくは（5）の相当規模生産者をいう。以下同じ。）へ交付した補給交付金等（旧次官通知第3の2の（4）の補給交付金等又は次官通知別記5の第3の2の（4）の補給交付金等をいう。以下同じ。）の交付金額に不足が生じた場合の追加交付の事務手続については、旧次官通知、次官通知、契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成14年8月2日付け生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「旧局長通知」という。）、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下「局長通知」という。）別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業及び契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第61号。以下「契約特定助成金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによ

るものとする。

第2 定義

この規程において、年度事業とは、対象出荷期間（旧局長通知別表1又は局長通知別記5の別表1の対象出荷期間をいう。以下同じ。）がその年の4月1日から翌年3月1日までの間に開始する業務区分に係る旧次官通知第2の1又は次官通知別記5の第2の1に掲げる事業をいう。

第3 平均取引価額の再算定期間

機構は、平成30年度事業から令和5年度事業までの業務の対象となる特定野菜等（旧次官通知第3の2の（2）又は次官通知別記5の第3の2の（2）の特定野菜等をいう。）の平均取引価額を再算定するものとする。

第4 再算定した平均取引価額の公表等

- 1 機構は、第3により再算定した平均取引価額（以下「再算定平均取引価額」という。）を機構のホームページに掲載することにより公表するものとする。
- 2 機構は、第3の再算定期間に係る再算定平均取引価額に基づく契約特定助成金の額及び補給交付金等の額を算定し、これらの額がそれぞれ平成30年度事業から令和5年度事業までに係る既に野菜価格安定法人へ交付した契約特定助成金又は既に野菜価格安定法人から共同出荷組織等へ交付した補給交付金等を上回るときは、業務区分ごとに契約特定助成金の差額及び補給交付金等の差額の3分の2に相当する額を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるものをいう。以下同じ。）により野菜価格安定法人へ通知するものとする。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ

れた書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

- (2) 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 3 2により通知を受けた野菜価格安定法人は補給交付金等の額の差額を書面又は電磁的方法により共同出荷組織等へ通知するものとする。

第5 追加交付の申請

- 1 第4の3の通知を受けた共同出荷組織等は、補給交付金等の追加交付を受けようとするときは、第4の3の通知の内容を精査し、必要な修正を加えた上で、別記様式第1号に従い、書面又は電磁的方法により野菜価格安定法人に申請するものとする。
- 2 1の申請において、既に野菜価格安定法人に提出した補給交付金等交付申請書（電磁的記録を含む。）の記載内容に変更（新たな書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）の追加を含む。以下同じ。）があるときは、当該変更部分を明示の上で、その書類を添付するものとする。
- 3 野菜価格安定法人は、1の申請を受けたときは、2の書類の写しとともに、1の申請書の写しを当該野菜価格安定法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に書面又は電磁的方法により提出するものとする。

第6 共同出荷組織等の負担金

共同出荷組織等は、旧次官通知第4の3の（1）及び次官通知別記5の第4の3の（1）の規定にかかわらず、追加交付に係る負担金の負担を要しないものとする。この場合における旧次官通知第4の3の（4）及び次官通知別記5の第4の3の（4）の適用については、両規程中「7の(2)、8の(2)又は9の(2)の資金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額（以下「共同出荷組織等別準備金総額」という。）の3分の2」とあるのは「契約特定野菜等安定供給事業における平均取引価額の再算定

による追加交付に関する事務取扱規程（令和6年8月30日付け6農畜機第3636号）第5の1により共同出荷組織等が追加交付を申請した額の2分の1」とする。

第7 契約特定助成金の追加交付申請

- 1 第5の1の申請が適当であると認め、契約特定助成金の追加交付を受けようとする野菜価格安定法人は、別記様式第2号に従い、書面又は電磁的方法によりを機構に申請するものとする。
- 2 機構は、1の申請が適当であると認める場合には、交付決定を行い、野菜価格安定法人に書面又は電磁的方法により通知するとともに、当該野菜価格安定法人に契約特定助成金を交付する。
- 3 2により契約特定助成金を交付する場合における旧次官通知、次官通知及び契約特定助成金交付要綱の適用については、旧次官通知第4の5及び次官通知別記5の第4の5中「補給交付金等の額が共同出荷組織等別準備金総額（既に補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、補給交付金等の金額」とあるのは「契約特定野菜等安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程（令和6年8月30日付け6農畜機第3636号）第7の1により追加交付の申請をした額が当該対象事業ごと、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとの交付準備金額から令和6年度以降の年度事業に係る交付準備金額を控除して得た額を超えるときは、当該追加交付の申請をした額」と、契約特定助成金交付要綱第3の1中「当該共同出荷組織等に交付すべき補給交付金等の金額に3分の1を乗じて得た額」とあるのは「契約特定野菜等安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程（令和6年8月30日付け6農畜機第3636号）第6後段の規定により読み替えて適用する旧次官通知第4の3の（4）又は次官通知別記5の第4の3（4）に規定する共同出荷組織等別必要造成額」とする。

第8 補給交付金等の交付

第7の2により契約特定助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、共同出荷組織等に対して補給交付金等の追加交付を行うものとする。

第9 書類の保管

共同出荷組織等は、次の（１）から（４）までに掲げる補給交付金等の区分に応じ、当該（１）から（４）までに定める資料（電磁的記録を含む。）を第5の1の申請をした年度の翌年度から起算して5年間、整備及び保管をするものとする。

（１）価格差補給交付金等（旧次官通知第4の1の（１）のア又は次官通知別記5の第4の1の（１）のアに規定する価格差補給交付金等をいう。）又は出荷調整補給交付金等（旧次官通知第4の1の（１）のイ又は次官通知別記5の第4の1の（１）のイに規定する出荷調整補給交付金等をいう。）

実需者等への出荷伝票（交付対象旬の出荷数量及び価格が記載されたものをいう。以下同じ。）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたものをいう。以下同じ。）又はこれらと同等の資料

（２）数量確保費用交付金（仕向先変更）（旧次官通知第4の9の（7）のア又は次官通知別記5の第4の9の（7）のアに規定する仕向先変更を行ったときのこれらの規定に基づき計算された数量確保費用交付金をいう。）

市場への出荷伝票（売買仕切書）、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票又はこれらと同等の資料

（３）数量確保費用交付金（購入充当）（旧次官通知第4の9の（7）のウ又は次官通知別記5の第4の9の（7）のウに規定する場合に該当して、これらの規定に基づき計算された数量確保費用交付金をいう。

（４）において同じ。）のうち市場等から購入した分に係るもの

市場等から購入した伝票、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票又はこれらと同等の資料

（４）数量確保費用交付金（購入充当）のうち市場等から購入した分以外に係るもの

実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票又はこれらと同等の資料

附 則（令和6年8月30日付け6農畜機第3636号）

- 1 この規程は、令和6年8月30日から施行する。
- 2 機構は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において

も、第3並びに第4の1及び2の規定の例により、平均取引価額の再算定、再算定平均取引価額の公表及び額の通知を行うことができる。

3 野菜価格安定法人は、施行日前においても、第4の3、第5の3及び第7の1の規定の例により、通知、申請書の写しの提出及び追加交付の申請を行うことができる。

4 共同出荷組織等は、施行日前においても第5の1の規定の例により、追加交付の申請を行うことができる。

別記様式第1号

契約特定野菜等安定供給事業追加交付申請書

番 号
年 月 日

都道府県野菜価格安定法人

代表者 氏 名

住 所

共同出荷組織等名

代表者 氏 名

契約特定野菜等安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程第5の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 追加交付申請額 円

2 1の算出基礎

※この規程第6後段の規定により読み替えて適用する旧次官通知第4の3の(4)又は次官通知別記5の第4の3の(4)に規定する共同出荷組織等別必要造成額を明記すること。

3 交付金等の振込先

- (1)金融機関名
- (2)口座種別
- (3)口座番号
- (4)口座名義

※郵送で提出する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別記様式第2号

契約特定野菜等安定供給促進助成金追加交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

法人名

代表者 氏 名

契約特定野菜等安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程第7の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 追加交付申請額 円

2 1の算出基礎

※旧次官通知第4の3の(2)又は次官通知別記5の第4の3の(2)に規定する都道府県その他共同出荷組織等以外の者から補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭の額を明記すること。

3 交付金等の振込先

(1)金融機関名

(2)口座種別

(3)口座番号

(4)口座名義

※郵送で提出する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。